

平成25年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成25年12月19日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1
- 議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
 - 議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
 - 議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について
 - 議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
 - 議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について
 - 議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について
 - 議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について
 - 議案第63号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
 - 議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について
 - 議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について
 - 議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について
 - 議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
 - 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
 - 議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
 - 請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める
請願
 - 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情
 - 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情
 - 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
 - 陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情
 - 陳情第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情
 - 陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める
陳情

陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情

陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

日程第2 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	杉 浦 幸 七
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画	部 長	加 藤 元 久
人事	グループリーダー	野 口 恒 夫
地域政策	グループリーダー	岡 島 正 明
経営戦略	グループリーダー	山 本 時 雄
総 務	部 長	新 美 龍 二
行政	グループリーダー	内 田 徹
財務	グループリーダー	竹 内 正 夫
情報	グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター	長	大 岡 英 城
市民窓口	グループリーダー	木 村 忠 好

市民生活グループリーダー	山下 浩 二
税務グループリーダー	鵜 殿 巖
福 祉 部 長	神 谷 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	神 谷 理
監査委員事務局長	神 谷 義 直

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	杉 浦 俊 彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあり

ます日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦辰夫議員。

7番、杉浦辰夫議員。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月11日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案6件、陳情3件について審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正については、消費税が上がるということで、水道利用者が払う金額の水道料の影響はとの問いに、口径が13mmで2カ月の使用量が60m³の場合で、消費税込みで現行の料金では7,446円で、消費税が8%になると7,659円となり、影響額は213円となる。口径が20mmで2カ月の使用量が60m³の場合で、消費税込みの現行料金が9,420円で、消費税が8%になると9,689円となり、影響額は269円となるとの答弁でした。

また、附則の経過措置で記載が前回と違う理由をとの問いに、今回、平成26年4月1日が施行日で、経過措置は水道料金等の請求を2カ月に1回としている場合で、施行日前から継続している水道の使用をしている場合に適用するもので、国税庁消費税室から出ている「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税等に関する経過措置の取り扱いQ&A」というものが出ており、また近隣市の状況を調査して、前回と異なる表現としたとの答弁でした。

また、近隣市の条例改正の状況をとの問いに、碧南市、知立市は、高浜市と同じ12月議会ということで、刈谷市、安城市、豊田市は、3月議会で上程を予定されているとの答弁でした。

ほかの委員より、本議案が可決され消費税増税がなくなった場合は、どのような措置になるかとの問いに、もう既に消費税が上がるということで決まっているものだと思っており、水道料金等は、消費税法において課税対象とされており、法に遵守した取り扱いをしているとの答弁でした。

議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正については、質疑ありませんでした。

議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定については、応募がメカトロニクスを含めて2団体あったが、もう1団体の説明と、なぜこのメカトロニクスが選定されたかについてとの問いに、もう1団体は、名鉄協商株式会社で、2社で選定評価委員会を開催した。その採点結果をもとに、株式会社日本メカトロニクスのほうが優位な提案をしたという採点結果が出まし

たので、株式会社日本メカトロニクスを優先交渉を持った会社として決定し、交渉の結果、選定のほうを決めておるとの答弁でした。

また、これは総合の点数だけで決めたのか、それとまたメカトロニクスのほうがいいという何か理由があったのかとの問いに、選定評価委員会の中の評価項目の総点数に沿った点数の合計で決定しており、株式会社日本メカトロニクスは700満点中550点の総合点数が出ており、名鉄協商株式会社は、700満点中451点という総合評点となっており、こちらの点数の結果、株式会社日本メカトロニクスとして決定したとの答弁でした。

また、従業員は何名で、市内在住の方が何名みえるのか。また、第2期として改善のために取り組んできた内容があればとの問いに、駐車場出口の混雑を防ぐための事前精算機設置というものがある。従業員については、係員が5人で、あと補助員で、全体で6人で対応している。市内については、今把握していないとの答弁でした。

ほかの委員より、事前精算機はどこが負担して設置されるかとの問いに、今回新たに5年間のリース契約を結んで、精算機の新たなリース契約で、今の出入り口についている精算機を交換することになり、そちらの出入り口の精算機が今回不要になり、もともと株式会社日本メカトロニクスの所有の出口精算機ということで、まだ使えるという判断のもと、そちらを有効利用するというので、三高駅の連絡通路の出入り口のところに現在出口に使っているものを移設します。その移設費用等は全て株式会社日本メカトロニクスの負担ということで、新たな費用は発生しないとの答弁でした。

また、ここの駐車場の利用料金というのはどういう形になるのか、一般の駐車場の方と民間と競合するような形になるので、そちらの動向を見ながらという話になるかもしれないが、考え方があればとの問いに、民間との競合とか、そういったものが料金に反映するということはあったが、現在、三高駅西付近にある民間の施設を含めた大きな駐車場というのは、ほとんどない状況であり、現在の指定管理者といろいろ料金の話を協議しました。周りに民間の駐車場が余らないということで、比較的高い料金で、今、三高駅西駐車場というのは継続されているということになっており、次回の10%に消費税が上がるときに、料金の値上げするかどうかの検討を考えていきたいとの答弁でした。

ほかの委員より、選定基準、運営方針、運営体制、事業計画等に基づき、提案内容について採点を行った結果、名鉄との競争ということだが、具体的に違った点があったのか、また、どういう提案をされたかとの問いに、募集する段階で評価委員さんのほうに諮り、過去の実績、それからこの駐車場の求めている使命、サービスをどういう水準で持っていくかというようなことも含めて、項目を全部で募集要綱の中で20項目挙げておる。基本的な駐車場の考え方だとか、人力的な配置の数だとか、そういった部分も含めて20項目あり、それぞれ事業者のほう書類も事業計画書を出していただき、その中身を審査し、それと審査委員会のほうでは、プレゼンテーション

を25分の時間を設け、そこをきちんとPRし、審査の過程の中で評価委員さんが聞き取った部分、それからその事業計画に基づいてきちんと審査をした部分で、株式会社日本メカトロニクスという形になっておる。基本的な考え方だとか、各項目で少し名鉄協商株式会社が株式会社日本メカトロニクスには及んでおらないとの答弁でした。

議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）については、仮称「論地どんぐり公園」について造成、給水、汚水設備等で1,800万円だが、その内容についての問いに、12月補正の1,800万円の中では、遊具とトイレは入っていないが、次年度遊具とトイレを発注するとの答弁でした。

また、今後の維持管理については、ワークショップで今後進めていくということだが、独自の運営管理をしていく組織をつくるのかとの問いに、今の段階ではないが、今後維持管理については年度内にもう一度ワークショップをし、その中で「スマレ会」とか「さわたり夢広場」のような会を、維持管理の中にこういった会をつくったらどうだという提案をいろんな方から、委員からもあり、今後進めていきたいとの答弁でした。

また、公園に駐車場をつくるという考えがあるかとの問いに、この公園は都市公園で、1km以内だと駐車場をスペースとしてとらなくてもよく、近くの人が使うということになっており、駐車場の確保は難しいとの答弁でした。

ほかの委員より、1,800万円なぜこの時期か、当初予算に載せられなかったかとの問いに、地域の方を含めたワークショップを実施設計の委託の中に取り入れ、5回のワークショップをしました。このことを考えると、当初予算にワークショップを取り入れたものが当初予算に載せられなかったもので、今回の12月補正でとの答弁でした。

ほかの委員より、生活道路新設改良費で、今回1,000万円の補正予算が生まれ、側溝や舗装などの補修ということだが、市内のどのあたりを予定され、どういったところを進めていくのかとの問いに、これは安全を確保した緊急性の小規模工事というもので、どこをやるかということではなく、苦情処理、要望だとか、そういった対応について高浜市一円をやらさせていただきたいとの答弁でした。

議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）については、質疑ありませんでした。

議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）については、質疑ありませんでした。

陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情については、本市は愛知県西三河地方税滞納整理機構に平成23年度から参加しており、徴収困難事業が増加する中、滞納整理機構に蓄積された徴収ノウハウをもとに、効果的な滞納整理に努めてかなり徴収実績を上げており、また派遣している職員の資質向上にもつながっていることから、この陳情には反対であるとの意見。

ほかの委員より、消費税増税を中止してくださいとあるが、今毎年1兆円程度の社会保障費が増加しており、こうした状況に対応するためにも消費税を増税して、その増税した分を社会保障費の財源としていくことには、一定の理解はできます。消費税を上げることは逆進性があり、軽減税率などの低所得者対策を実施しなければならないことは当然でありますけれども、以上の理由により本陳情には反対であるとの意見。

ほかの委員より、国保の改善についてですが、これまで以上に一般会計から繰り入れを行い、保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充し引き下げてくださいということが書かれています。本陳情には賛成との意見。

ほかの委員より、保険税の滞納者への対応ということで、資格証明書の発行やめてくださいとあるが、滞納者と滞納していない善良な納税者との差をやはりつけるべきで、実際に資格証明書や何かも発行して、少しでもよくするようにはしているわけで、これをやめて全部その正常な保険証を出すというのはいかがなものと思ひ、反対であるとの意見。

陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情については、商工会事業運営に対する財政的支援の維持拡充では、商工会は、地域総合経済団体として地域経済活性化等に貢献されていることと、商工業振興策の実施については、商工会と行政が一体となって取り組むべきという点については、非常に理解できます。しかしながら、拡充という点では、商工会を含め他団体への補助は事業補助を基本としていることから、新規事業を伴わない事業費の拡充は他団体との公平性から考えると、趣旨採択との意見。

ほかの委員より、商工会の活動は、地域の企業の発展のみならず地域経済の活性化にも大きく貢献しているし、行政も商工会に一定の支援などを通し、一体となって地域経済を活性化しなければならない。しかしながら商工会員に対して優先的という箇所がありますが、行政においては受注、入札においては公平、中立が原則であり、この陳情には趣旨採択との意見。

ほかの委員より、官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保についてということ、公平に欠ける内容ですので、趣旨採択との意見。

ほかの委員より、官公需発注における云々とあるが、やはり公平性の原則からいくといかがなものかと思ひ、趣旨採択との意見。

陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情については、地場産業の活性化についてということで、地場産業の繁栄なくしては地域の活性化なしということは十分理解しており、地場産業である瓦産業が安定して継続していくことは、同様に非常に大切、必要不可欠であると考えております。しかし、現在、地場産業関係団体へは直接補助事業を実施しており、引き続き支援をしている状態であると考えており、趣旨採択との意見。

ほかの委員より、積極的な企業誘致の推進の中で、企業誘致のための新たな工業用地の創出を要望されています。私どもとしては相入れないものがあり、反対との意見。

ほかの委員より、優先的な商工会の会員を優先的にということは、やはり公平性の原則からいっても少しおかしいということがあり、この陳情には趣旨採択との意見。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第55号、56号は、挙手多数により原案可決。

議案第57号、68号、69号、71号は、挙手全員により原案可決。

陳情第7号は、挙手少数により不採択。

陳情第14号は、挙手全員により趣旨採択。

陳情第15号は、挙手多数により趣旨採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

〔総務建設委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。

10番、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をいたします。

去る12月12日、午前10時より委員全員と市長を初め関係職員のもと、付託された議案12件、請願1件及び陳情6件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、81万8,000円の影響額の説明をとの問いに、今回の改正で総合評価の評価区分がC良好以下の場合は昇給なし、B2の特に良好の場合は1号給、極めて良好と判断されるB1の場合は2号給、A2の場合は3号給、A1の場合は4号給の昇給となるものでございますとの答弁でした。

評価するのは誰か、ラスパイレスの指数はとの問いに、人事評価制度において評価し、評価者は1次評価、2次評価、調整者の3人で評価、評価段階は7段階で評価を実施しています。また、ラスパイレス指数については、平成24年度では、国家公務員の給与減額後として109.2。国家公務員給与減額前では100.9との答弁でした。

また、評価段階の7段階のうち、1から7までの枠はあるのかとの問いに、全員が高い評価ばかりだと給与費が上昇につながり、財政を圧迫することになるので、上限を決め、A1、A2が最高のクラスで全体の5%以内、B1が10%以内、B2が20%以内という内規で決められており

ますとの答弁でした。

議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について、質疑ありませんでした。

議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について、業務内容が介護、認知症予防事業、地域住民の自発的な活動及び交流のための事業となっているが、児童クラブもあったと思うが、その点はどのようにになっているのかとの問いに、児童クラブは、施設を活用させていただき、NPO法人に児童クラブを委託して運営していただいています。

業務内容はNPO法人だから違うのかとの問いに、指定管理の業務としては入っていないが、法人としての業務内容は、地域住民の自発的な活動、その中に包含されると考えておりますとの答弁でした。

総合評価結果のコメントをどのように考えているのかとの問いに、介護部分の教室など、住民みずからが講師となり事業を行っており、人数的にふやしていけばいいという意見として書かさせていただきましたとの答弁でした。

登校拒否の相談事業はとの問いに、平成23年からいきいき広場に「ほっとスペース」という名称で、新たに場所を設けて行っておりますとの答弁でした。

議案第63号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、質疑ありませんでした。

議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について、次期の指定管理者の候補者と現在の指定管理者と同じであるが、これまでの実績をどのように考えているのかとの問いに、現在の指定管理者になってから、図書館展示スペースの一角に、その時々季節や社会の話題にあわせた特集コーナーを設けたり、図書館フェスティバルの創設など、図書館へ足が向くようなさまざまな行事を実施しており、新たな試みにチャレンジいただいた実績は評価できると考えています。また、毎年、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなど、管理運営についてチェックを行うための評価委員会を開催しており、評価委員から高い評価と利用者アンケート調査結果からも、図書館サービスについて大半の方が満足あるいはほぼ満足とお答えいただき、総合的に見ても評価できると考えておりますとの答弁でした。

指定管理者の指定の過程と概要はとの問いに、7月の第1回の選定委員会で募集要項、選定基準などを審議、決定し、8月26日から募集要項の配布、9月13日には現地説明会を実施して5社となりました。10月1日より申請の受け付けを行い、最終的に2社から申請書の提出があり、10

月22日に第2回選定委員会を開催し、応募をいただいた2社のプレゼンテーション、質疑、応答を行い、選定委員による審査を実施した結果、株式会社図書館流通センターを候補者と選定いたしました。

選定委員会の審査の過程で、選定される大きな決め手となった要因はとの問いに、選定委員会で点差が開いた項目は、安定的に管理運営する経営的基盤と図書館及び郷土資料館業務の実績などに対する評価項目です。図書館の専門業者として蓄積された知識、技術、組織を最大限に生かしたサービス提供が期待できると判断された要因であると考えておりますとの答弁でした。

他の委員より、市立図書館と市立郷土資料館の学校とのシステム連携をどのように考えているのかとの問いに、これまで学校との図書を通じた連携を図ってきておりますが、今後は図書館にある図書あるいは学校にある図書を総括的にシステムで共有できるようなシステムを構築していきたいと考えておりますとの答弁でした。

議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について、総合評価の点数のつけ方、見方をどう思うかとつけられているのかとの問いに、総合評価の経年の評価結果は、利用者の満足によって高い評価がついている。選定評価の点数が若干低くなっているのは、第2期の指定管理者として新たに期待したいという思いも込めた点数配分もされていると思いますとの答弁でした。

議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について、指定管理者としての管理運営のあり方の課題はとの問いに、地元ならではのアイデアを出していただきながら、新しい公民館運営の姿を確立していただいていると考えております。

議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、指定管理の全議案について、毎年の評価と課題をどう解決していくことを求めるプレゼンテーションをしているのかとの問いに、個々の指定管理者に改善を求めていくような形で運用し、課題についても指定の評価の段階で出てきたものは、それぞれ所管で指定管理者に申し入れをしていますとの答弁でした。

他の委員より、スポーツ施設は、市民がスポーツ施設の利用を通じて心身の健康増進や生涯学習を旺盛に展開するための管理運営が求められています。そのために管理運営に当たっては、施設管理を責任を持って行うとともに、もう一つの重要な業務としてスポーツ振興を推進するために企画、運営、指導する体制を整備しなければならない。こうした取り組みを保障するために、市が責任を持って体育指導員を配置するなどの措置が必要だと思いがとの問いに、施設管理については、NPO法人たかほまスポーツクラブが昔培ったノウハウ等を最大限に活用し、きめ細かい施設の補修等に尽力いただいております。また、スポーツの振興では、さまざまなスポーツ教室を展開しながら会員の増強や地域のスポーツイベントに積極的にかかわっていただき、スポーツ振興にも非常に御尽力いただいております。課題は、たかほまスポーツクラブのスタッフの年齢層が上がってきており、若い人材を少しずつ投入しながら、組織の活性化を図り、今後もスポ

ーツ全体の振興に努めていただきたいと考えておりますとの答弁でした。

議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託のシステム導入に当たり、今後の運営面、管理面で変化とメリットはとの問いに、事務処理がミスなく効率よくやれる土台ができるので、このシステム管理を入れる大きな要因となる。それに対して管理件数がふえて、それを手処理のままだと人件費の面でも影響があり、この部分もこのシステムを導入することによって、最小限の人員の中で対応できるような形になるのではないかと考えておりますとの答弁でした。

他の委員より、国が求めている報告はどんなものかとの問いに、新システムにより地域型保育給付、施設型給付の各個々への個人給付を施設に代替的に入れる形になり、給付対象者の数や金額といったデータが国に報告が必要になります。新たに加わる事務量がふえるため、このシステムによってデータ確保が容易にできるという形になりますとの答弁でした。

12月補正に計上した理由はとの問いに、平成27年度の本格実施に向けて準備が必要であることと、補助金の400万円は国が原資になり「安心子ども基金」を活用したシステム改築が補助対応になっているためですとの答弁でした。

高浜南部保育園分園移設建設費補助事業の分園に伴う安全対策はとの問いに、ベランダ、渡り廊下と駐車場は何か手当が必要だと考えていますので、高浜市社会福祉協議会と協議して進めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、質疑ありませんでした。

請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について、第6期の介護保険制度改革において、要支援者のサービスのうち訪問介護、通所介護のみ市町村事業に段階的に移行されることが検討されている状況であり、介護保険要支援者の保険給付外しとの断定はできないと思います。制度の詳細については、現在、国の社会保障審議会、介護保険部会等で議論中の事項であり、制度の内容が不確定な段階での賛否の姿勢を明確にすることはできないと考えます。よって、この請願には反対をいたしますとの意見でした。

他の委員より、上限を設けて事業費を抑制することを政府は考えているし、審議会でそういう立場で議論されているので、訪問介護など医療系サービスについては、専門性が必要として保険給付に残すという釈明をしているのが現場の事業者から大変強い反対の声があります。特に要支援者というのは、介護サービスの必要がない人ではないし、いろんな疾病や障がいを抱えながら、いろんな訪問介護や訪問看護や通所サービス、デイサービスなど利用することによって在宅での生活を続けているという方がたくさんいる。もし自治体に任せられるようになると、自治体の介護保険の財政も圧迫されることになるし、この請願には賛成いたしますとの意見でした。

他の委員より、厚生労働省へ社会保障審議会の介護保険部会において、要支援1、2のサービ

スを全面市町村に移行するという初めの形が、現在では一部という形に見直しをするなど、決して初めに審議会に出した案は厚生労働省が決めた方向性ではないことから、今後の国の動向を注視していきたいと考えるので、現段階でこのような請願をすることには反対との意見でした。

陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情について、高浜市の現在やっているサービスをほとんど見ていない中で出ていることが一つ一番気に入らないところであります。例えば生活保護では、ケースワーカーを増員して受け持ち世帯を適正な数として丁寧な生活指導を行える体制が確保されている、障がい児・者の施設拡充についても訪問系、移動支援の支給時間は、必要とするサービスの時間をしっかりと制限なく使えるように支給されている。介護保険についても県下の平均10.5段階であるが、当市は12段階設定で、低所得者対策、保険料高騰抑制を講じている。利用者の減免についてもサービス支給している。また、妊婦の健康診査については、愛知県では既に基金が廃止されたけれども、単独事業として継続しているという中で、この陳情に対しては反対との意見でした。

他の委員より、高浜市は大変質の高い福祉をやってみえるんだねと言われる方もあるかと思えば、介護保険が高いんだねと言われる方もあるというようなことで、十分内容が知れ渡っていないために、そんなような話も出てきます。障害者控除の認定についても全ての要介護認定者にぜひ個別に送付してくださいというこの件には賛成できますので、賛成いたしますとの意見でした。

陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、「医師・看護師・介護職員など大幅に増やすこと。」とあるが、看護師などは退職理由として結婚、出産、育児など生活上の理由も多く占めており職場環境の改善だけでは不十分だと考えます。また大幅に増員するだけでなく、現に就業している看護師などの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることも大切だと考えます。看護師などの施策を有しながら一旦退職された方の再雇用の仕組みなど潜在的看護師の活用を図る必要があると思います。以上のことから、大幅増員のみに視点を置いた陳情に反対をいたしますとの意見でした。

他の委員より、これから超高齢化社会を迎え要介護者が飛躍的に増加します。医療費も年々増加している現状の中で、今後国民皆保険や介護保険制度を持続させていくには、財源の問題が深刻であります。この陳情項目に自己負担を減らすとあるが、とても難しい状況であると理解しておりますので、反対とさせていただきますとの意見。

他の委員より、医師については、大学で医師を育てるところから医師を減らすというのが小泉総理から1割の人材育成を減らすというような方針が出て、それもあって医師が減っていると思います。看護師については、今2交代制というのをとっているところもあり、本当に長い時間働いており、看護師たちが非常に厳しいという意見もあります。ぜひこの陳情を採択して、意見書を国のほうに出したいと思っておりますとの意見でした。

陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情について、平成25年11月27日開催の第53回社会

保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見、素案が示され、介護人材の確保においては、平成27年度の介護報酬改定において引き続き処遇改善に向けた検討を行うことが必要であるとされ、議論中の事項であり、制度の内容が不確定な段階での賛否の姿勢を明確にすることはできない。また、介護保険事業自体は民間で運営がされており、労働者の賃金に国が介入すべきではないと考えますので、この陳情には反対させていただきますとの意見でした。

他の委員より、介護保険制度の変更は、政府が医療や介護など社会保障制度改革の道筋を定めたプログラム法案の一つである。介護職員の待遇改善は、2009年度の介護報酬改定で3%アップが実現し、さらに同年度の補正予算で処遇改善交付金を創設した2011年度末までの措置として、1人当たり月額1万5,000円引き上げられました。そして要支援者向けサービスを市町村が行う地域支援事業に移すなどとするこの介護保険制度の見直しについて、これをやめるとありますけれども、公明党はそういう立場ではありませんので、この陳情には反対とさせていただきますとの意見でした。

他の委員より、今でも介護職員の処遇は大変厳しいものがありながら、介護施設では人がいつかないというようなどころも多いかと聞いています。介護職の方たちの実態は深刻なものがあると思うので、賛成いたしますとの意見でした。

他の委員より、介護職員の確保やよりよいサービスと提供を図るため、その必要性は認識しておりますが、一方で被保険者、利用者等への負担がふえることも考慮しなければいけないので、慎重に検討する必要があると考え、本陳情には反対しますとの意見でした。

陳情第11号 医師・看護婦（訂正後述あり）・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情について、社会保障と税の一体改革のためにも、消費税の引き上げによる財源の確保が今後は必要となります。とはいえ、軽減税率の導入や景気の逆進性の対策など、これを実行した上で、4月から5%から8%の引き上げはやむを得ないと考えているので、反対とさせていただきますとの意見でした。

他の委員より、逆進性の強い消費税を導入すると、一層景気を冷え込ませる懸念があるので、消費税増税の実施中止を求める陳情には賛成いたしますとの意見でした。

他の委員より、介護、医療等、社会保障費の部分をしっかりと皆さんで負担をしていただくという考え方の中での消費税導入という部分を理解しているので、反対との意見でした。

他の委員より、現在国において診療報酬及び介護報酬については、消費税増税分で医療機関の仕入れ負担の増分及び介護サービスで使う消耗品や施設備品などの仕入れコストの増分を医療機関や事業者が回収できるように上乘せをする予定であるなど、さまざまな対策を立てて医療、介護の質を向上させるため動いております。しかしながら、本陳情の趣旨は理解できる部分もあるので、本陳情には趣旨採択とさせていただきますとの意見でした。

陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情について

て、子ども子育て関連3法は、子供を産み育てやすい社会の創設を目指して、平成24年8月に公布されました。国では、新制度が十分に機能するような議論を現在も積み重ねており、子ども子育て会議を設置して総合的な見地により制度の構築が進められている。少子化社会への対応では、子供を産み育てやすい社会の創設において、待機児童への対策は、全国的な社会問題であり、その解消は喫緊の課題である。平成27年度4月に向けた新制度実施への動きに反する意見書は、課題の解決を阻害すると考えるので、反対との意見でした。

他の委員より、子ども子育て支援制度は、幼児教育や保育、地域の子育て支援など、質、量ともに充実させるというのが目的であり、財源には消費税の増収分を充てる10%段階の2015年4月の本格スタートに向け準備が進められている。このことから、陳情には反対させていただきますとの意見でした。

他の委員より、新しい認定制度では、保護者の就労を基本に保育の必要性と必要量が決められる。保護者に対する直接補助に変わり、現行制度から大きな変更になる。利用できる施設や事業で保育条件が異なれば、子供の受ける保育に格差が生じることになり、地方自治体が行っている独自施策も続けるのかどうか心配されるので、意見書の提出を求めたいという陳情については、賛成いたしますとの意見でした。

他の委員より、市町村においては、新制度の意向に当たって、国の定める基本方針に基づき地域のニーズを踏まえた子ども子育て支援事業計画を策定することとされている。高浜市においても新制度の円滑な移行ができるよう現在必要な準備をしているところなので、反対との意見でした。

陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情について、高浜市においても計画、策定に向け、ことし9月に高浜市子ども子育て会議条例を制定して、ニーズの調査業務等が進められているところであり、保育ニーズに対応するため、民間のノウハウを生かした保育サービスの拡充が実施され実績を上げている状況であるので、反対との意見でした。

他の委員より、今は公立にはない特色を求めて、私立園を選ぶ父母の皆さんもたくさんいるので、この民営化を否定するような陳情には、反対させていただきますとの意見でした。

他の委員より、施設や事業に適用される基準や運営費、保護者の負担がどうなるのか、今後、検討、決定していくとされていますが、本当に支援制度の導入や実施が可能なのか心配されていますので、賛成いたしますとの意見でした。

なお、本委員会において、請願第1号について自由討議を実施いたしました。

採決の結果を申し上げます。

議案第58号、挙手多数により原案可決。

議案第59号、議案第60号及び議案第61号、いずれも挙手全員により原案可決。

議案第62号、挙手多数により原案可決。

議案第63号、挙手全員により原案可決。

議案第64号、挙手多数により原案可決。

議案第65号、第66号及び第67号、いずれも挙手多数により原案可決。

議案第68号、第70号、いずれも挙手全員により原案可決。

請願第1号、挙手少数により不採択。

陳情第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、いずれも挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

[福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇]

○議長（内藤皓嗣） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、委員長報告及び質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 御指名をいただきましたので、議案第55号、第56号、第58号について届け出をいたしました反対討論を行います。日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部を改正する条例と議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部を改正する条例について、どちらも消費税の引き上げに関する議案ですので、まとめて討論を行います。

本案は、消費税法の一部が改正されたことに伴い、水道使用料、公共下水道使用料の額に係る消費税率100分の5を100分の8に引き上げるものです。水道でいえば影響額は口径13mmで2カ月の使用量が60m³の場合、消費税込みで現行料金7,446円が8%の消費税になると7,659円となります。今後、次の議会ではほかの議案でも同様の案件が出てくるでしょう。

また、高浜市の上水道などは、職員の方たちの努力もあって黒字になっています。この努力も踏みつけにするような案件には、賛成できません。

第2次安倍晋三政権が概算要求から手がけた最初の政府予算案が決める見通しで、来年度は4月から消費税が現在の税率5%が8%に増税されます。安倍政権は、増収分は全額社会保障の財源に回すとともに、増税によって日本経済や国民の暮らしが痛めつけられないよう配慮するとしてきましたが、大枠が固まった来年度予算の姿は、そうした消費税増税の口実をみずから壊す姿を浮き彫りにしています。

消費税は、消費者が品物を買ったり、サービスを利用したりするたびに課税される税金で、1%増税するだけで約2.5兆円もの税収がふえ、その分、国民から購買力が奪われることになる、まさに消費破壊税です。国民の所得が減り続ける中、消費税が増税されれば、国民生活は一層悪化し、日本経済が落ち込むことは確実です。

政府が決めた来年度予算編成の基本方針や税制基本大綱でも盛りだくさんなのは、大企業への減税です。東日本大震災の復興財源になる復興特別法人税は、来年3月末で廃止、民間活力の活用などの口実で、大企業の交際費や設備投資は減税、財界が強く要求した法人実効税率の引き下げも引き続き検討と明記、家計から吸い上げ、大企業にばらまくだけの安倍政権の予算編成では、消費税増税による経済への打撃を帳消しにはできません。

減税などで大企業のもうけをふやせば、トリクルダウンで水が滴り落ちるように回り回って賃金や下請単価が引き上げられるというのが政府の言い分ですが、巨額の内部留保に回るだけで何の実行の保証もないことは、政府の税制調査会のメンバーからも指摘されています。消費税増税の増収分を社会保障財源に回すといった一体改革の口実は、既に破綻しています。生活保護や介護などの改悪が持ち出されている一方、大企業減税や不要不急の大型開発事業へは大盤振る舞いです。

もともと消費税増税は、民主党政権が自民党や公明党と談合して決めたものですが、その民主党は総選挙でも大敗しました。国民は消費税増税を信任していません。増税の口実が自壊している消費税増税はまさに「百害あって一利なし」です。きっぱり中止すべきと考えます。

議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は人事院勧告に基づき、55歳以上の高齢層職員の昇給抑制を行うためのものであり、対象が43名、81万8,000円の影響額が出るということであります。55歳以上の職員の給与を上げることに何ら反対するものではありませんが、職員をやや良好でないとか、良好とか、極めて良好とか何をもって決めるのか納得いきません。7段階に分けるとの話で格差をつけることにも賛成はできません。

以上、反対の趣旨を述べまして討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております議案第55号、第56号、第58号、3議案について市政クラブを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正についての2議案についてですが、上水道は、水道法第1条に、この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の

向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするとあります。

また、下水道は、下水道法第1条で、この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とするとあります。

このように、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする上水道と、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする下水道については、市民生活や社会活動に必要な施設であり、使用者の皆様からいただいている水道料金や下水道使用料等は、事業運営や施設を維持管理していく費用に充てられているものです。

両議案は、国の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第68号）により、消費税法等が一部改正されたことによるもので、法律により水道料金や下水道使用料等は課税対象とされていることから、法律に遵守した取り扱いをするのは当然のことと考えます。

次に、議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、本案は、昨年8月に実施されました人事院勧告に基づき、50歳台後半層における給与の官民格差が相当程度存在するという状況に鑑み、55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑制するため、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、平成26年1月1日から55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が極めて良好または特に良好な場合に限り行うこととし、昇給させる場合にあっては、昇給の号給数を抑制することとされたことを受け、本市においても同様の措置を講じるという内容であります。

地方公務員の給与につきましては、御案内のとおり、人事行政に関する根本基準等について定めております地方公務員法第14条において、情勢適応の原則が規定されており、同条第1項では、地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされております。

また、同法第24条においては、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準が規定されており、同条第3項では、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業員の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないとされているところであります。

このような地方公務員法の趣旨に鑑み、当局におかれましては、これまでも人事院勧告の趣旨を尊重する中で、国家公務員の一般職の給与に関する法律や人事院規則等の改正に準拠して、適宜、給与条例の改正を行ってきたところであります。

したがって、今回の給与条例の改正は、国・県及び近隣自治体はもとより、民間企業との給与

水準の均衡を図るという観点から必要であると考えます。

以上の3議案につきまして、何とぞ議員各位全員の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

[8番 杉浦敏和 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第62号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、第67号について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について。

本案は、全世代楽習館の指定管理者に特定非営利活動法人全世代楽習塾を指定し、介護、認知症予防事業を委任するものです。あわせて、児童クラブの運営事業も委任するものですが、児童クラブ運営に当たっては、シルバーの方たちによる運営体制や施設の制約で、児童の活発な運動をしたいとの要求に対応し切れていません。こうした点から、児童クラブの運営については、行政が直接責任を持って運営すべきだと考えます。

議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について。

本案は、高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者に東京の株式会社図書館流通センターに指定するものです。公共図書館は、教育機関として位置づけられ、文化や学術に関する事業を系統的に行われることが求められる施設で、市民が文化、学術のよりどころとする極めて公共性の高い施設であり、利用料無料の図書館運営を営利目的の株式会社に委託することは、無理があるのではと考えます。

ほかの図書館との連携による補完機能で充実を図っていますが、社団法人日本図書館協会は、指定管理者制度適用について、期間を区切って指定管理者を指定することにより、継続的なサービスの提供が保障されなくなる問題点や公立図書館の運営を異なる民間企業が自治体の図書館を管理すると、各図書館間の連携もスムーズにいかなくなる場合もあると指摘されています。

さらに、司書資格を有したスタッフがいるから気軽にお問い合わせくださいとの話ですが、これは直営でも同じようにやれる話であり、高浜市が以前図書館を運営してきたノウハウや司書の培ってきた専門性や郷土資料館に対する造詣などの継承ができなくなっているのではないのでしょうか。高浜市が図書館の運営から手を引くことにより、市が持っている図書館運営のノウハウを維持できなくなり、図書館運営の専門的な企画力も後退することは避けられません。

こうしたことから、今後とも公立図書館の管理運営について、市が責任を持った運営を継続するためにも、市の専門職員による公的運営は欠かせないと考え、指定管理者に指定することは賛成できません。

次に、議案第65号 生涯学習施設の指定管理者の指定について。

本案は、4つの公民館と高浜市春日庵、高浜市女性文化センターを高浜市総合サービス株式会社に委託するものです。施設の維持、管理及び受付業務などの事務作業が中心となっていますが、もう一つ大事な業務は、公民館を利用した旺盛な学習、文化、芸術などの活動が展開できるようにする企画を進め、施設利用者と職員あるいは利用者同士の交流を促進するために専門の指導員の配置が求められることでもあります。

利用者が減ってきており、若者の利用が減少していることから、公民館という施設と市民との関係が薄まってきている課題があるとのことであるが、住民の生涯学習意欲をより系統的、総合的に成長させる上で、少なくともセンター的役割を果たす中央公民館には専門職員を配置し、施設利用者の求めに応じた対応ができるようにすべきだと考えます。

次に、議案第66号 南部公民館の指定管理者の指定について。

特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会に引き続き指定管理者を委託して、地域の特性を把握した管理運営を目指した施設運営を重視した提案となっていますが、高浜南部公民館は生涯学習施設の一つであり、その点では65号と同じように生涯学習を旺盛に展開させるために、社会教育に対する基本的な知識や経験などの相談や助言の対応ができるような体制を構築することが求められることから、管理、運営は公設公営に戻すことが必要であることを指摘します。

次に、議案第67号 スポーツ施設等の指定管理者の指定について。

本案は、スポーツ施設等の指定管理を前回に引き続き特定非営利活動法人高浜スポーツクラブに指定し、スポーツ振興等の事業を委任するもので、市民がスポーツ施設の利用を通じて心身の健康増進や生涯学習を旺盛に展開するための管理運営が求められます。そのため、管理運営に当たっては、施設管理を責任を持って行うこととともに、一つの重要な業務としてスポーツ振興を推進するため、企画、運営、指導する体制を整備しなければなりません。こうした取り組みを保障するために、市が責任を持って体育指導員を配置するなどの措置が必要です。

高浜市が安上がりの施設管理が目的の指定管理者による運営の見直しを求めたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、13番、磯貝正隆議員。

〔13番 磯貝正隆 登壇〕

○13番（磯貝正隆） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について、議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について、議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について、議案第66号 高浜市立南部公民館の指定管理者の指定について、議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、市政クラブを代表して関連上、一括して賛成討論をいたします。

さて、私どもがまだ子供のころ、都会でも田舎でも、うちの中や家の周りのことは、大抵自分で行ってきました。年老いた親の介護、子育て、家の前の掃除など自分たちでやるものと決まっておりました。時代が変わり、介護も子育て相談も家の前の掃除もみんな役所の仕事だというふうになりました。行政の仕事がどんどんふえるようになれば、その組織や職員をふやすことが求められます。しかし、それは許されません。国民は小さな政府、小さな行政を求めているからです。国民は、行政にもっと仕事をしろ、しかし職員は減らせと言っているからです。

どうすればよいのでありましようか。仕事の能率を上げるしかありません。そこには仕事そのものを外部に出すアウトソーシングが決め手になってきます。もちろん、最終的には行政が責任を負うものではあります。行政サービスに対する市民ニーズが多様してきたこと。また、今まで設置してきた公の施設の管理運営について、非効率な点が目立つようになってきて財政を圧迫し始めたことで、民間法人等の有する能力、経験、知識等を活用することが有効と考えられるようになってまいりました。

そこで、国によって御案内のとおり、従来の業務委託の方法、運用に加え、PFI制度の創設、公の施設における指定管理者制度の導入、地方独立行政法人制度の創設、またいわゆる市場化テストの導入といった多様なアウトソーシングのツールが用意されてきました。その事務事業の性格や置かれている状況に応じ、みずからの判断で適切なツールを選択するものであります。

この議案、第62号、第64号、第65号、第66号、第67号は公の施設における指定管理者の指定であります。さきの委員長報告にもありましたように、いずれの指定管理者も選定に当たっての透明性、そして公平性に配慮されており、またその施設が提供するサービスの充実と利用率の向上、管理コスト削減の観点からも適任であると考えますので、これらの議案に対しまして賛成といたします。

終わります。

〔13番 磯貝正隆 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時5分休憩

午前11時13分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、杉浦敏和議員。

〔8番 杉浦敏和 登壇〕

○8番（杉浦敏和） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書を求める請願に対し、市政クラブを代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

第6期介護保険制度改革において、要支援者のサービスのうち訪問介護、通所介護のみ市町村事業に段階的に移行されることが検討されている状況であり、介護保険要支援者の保険給付外しとの断定はできません。

制度の詳細については、現在国の社会保障審議会介護保険部会等で議論中の事項であり、平成25年11月27日開催の社会保障審議会介護保険部会資料の介護保険制度の見直しに関する意見（素案）において、現段階で検討されている要支援者の訪問介護、通所サービスは、介護保険財政のうち地域支援事業の枠組みの中の日常生活支援総合事業を発展的に見直して行うこととされており、保険給付ではないが、介護保険財政で行うことに変わりはないと考えます。

この見直しは、市町村が地域の実情に応じ、介護サービス事業者以外にもNPO、ボランティア等、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう地域支援事業の形式に見直すことが必要とされています。

また、元気な高齢者が積極的に社会参加し、生活支援の担い手となって支援が必要な高齢者を支えるという地域力の向上した社会実現も目指しており、これは第6次高浜市総合計画スローガンである「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」にも相通ずる部分であると思います。

見直しが今後検討される中、事業移行後も既にサービスを受けている方については、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とし、新しくサービスを受けようとする方に対しては、多様なサービスの利用を促進するが、必要に応じて既存サービス相当サービスを利用可能とすることが必要という方向での検討がされています。

現行の介護事業者が要支援者等に対する地域における生活支援サービスに積極的に取り組むことができる体制の構築を図るという方向で見直しを検討することともされています。

以上の事柄から、素案に示されている内容は、必ずしも要支援者のサービス低下を招くものではなく、介護サービス事業者を含めたNPO、民間企業、ボランティア等、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制を構築し、地域力の向上を図るものであることから、この請願には反対の意を表し、討論とさせていただきます。

〔8番 杉浦敏和 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） それでは、日本共産党を代表して、請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願書について賛成討論を行います。

来年の通常国会に提出予定の介護保険法改正案の内容を社会保障審議会介護保険部会で議論されている最中です。しかし、政府案の内容は、要支援者を介護保険から予防給付を段階的に廃止し、新総合事業の中で実施としています。全国一律ではなく、市町村の判断で地域の実情に応じ

た取り組みにすることや市町村における効率的な事業の実施により、制度全体の効率化を図るために事業費の上限設定が市町村ごとに設定されています。予防給付の地域支援事業への移行で上限設定を見直すということになっています。この効率化をうたっている以上、拡充はされないと理解できます。ということは、市町村に事業を丸投げで、金を出さないという制度改悪にほかなりません。

また、自治体ごとにサービスの質も変わる懸念もあります。この介護保険部会の委員の中にも今回の要支援1、2のうち、訪問介護と通所介護を市町村事業に移行することは反対ですと意見を言われている方もみえます。市町村丸投げで、ボランティアやNPO法人など資格のない方が携わることになり、文中の専門職のヘルパーとかかわりを奪うことは認知症の発見がおくれ、介護度が上がり、かえって介護保険給付がふえ、財政を圧迫すると指摘されています。命を守るという点でも不安を感じます。

よって、本請願に賛成いたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、陳情第7号、そして第8号 社会保障の施策拡充についての陳情に対して市政クラブを代表し、反対の立場で討論させていただきます。

まず初めに、陳情第7号であります。陳情事項1、自治体の基本的あり方についてであります。③に滞納整理機構の件が記載されております。そもそも滞納整理機構は、各市町村自治体において徴収が困難になる事案がふえ、資産等があっても国民の義務とされている納税をしていただけない方たちを減らし、真面目に納めてくださっている方々に対しての公平性を保つものであり、滞納整理機構が持つ徴収の仕方、ノウハウをもとに効果的に滞納整理を努めております。当市におきましても、平成23年度の徴収率38%に比べ、平成24年度におきましては51.6%と13ポイント以上の実績を上げております。また、派遣されている職員の資質向上にもつながっております。

陳情事項2の福祉施策の充実、1に記載されております福祉医療制度についてであります。②の18歳年度末まで医療費無料をとありますが、当市におきましては平成22年より中学校卒業年度までの医療費無料制度を拡充しており、愛知県内においても医療費無料を18歳年度末としている自治体は少ないのが現状であります。また、先日的一般質問、小野田議員からの質問の中でもジェネリック医薬品の周知の件がありましたが、現在医療費が増大している現状を受け、昨日の中央社会保険医療協議会におきまして、医師の処方箋が必要な医薬品の公定価格改定の年が2014年度ということもあり、新薬の価格に対して現状の70%から60%に引き下げるとの方向が示され

たのが現状であります。

次に、陳情第8号であります。陳情事項2、市町村の福祉施策拡充の生活保護についてであります。まず生活保護受給者の生存権を守る措置は、市町村自治体の責任ではなく、国の責任で措置を講ずるものであります。また、生活保護受給者に対しての就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うため、ケースワーカーなどの専門職を含む正規職員をふやしてくださいとありますが、当市では22年1月よりケースワーカーを1名増員し、受け持ち世帯が1人につき40世帯程度となりまして、丁寧な指導が行われております。23年度からも就労支援相談員を配置し、効果的な支援が実施され、決算時にもその件について当局より説明があったと記憶しております。

そのようなことを踏まえ、また自治体によって財政状況は違いますが、当市は厳しい財政状況の中で、必要最低限のサービスは確実にやっていると考えております。この陳情に対して賛成の立場の方々にも収入、支出のバランス及び市民サービスをいかにして将来へ継続できるのか、しっかりと御思案、御理解をいただけるようお願いをさせていただきます。これらの陳情に対する反対討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 日本共産党を代表して、陳情第7号、第8号について、賛成討論を行います。

社会保障の施策充実についての陳情で、同じ趣旨でありますので、一括して討論を行います。

この2つの陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3階301、愛知自治体キャラバン実行委員会、代表、森谷光男様から提出されたものです。

文中の安倍内閣が進める社会保障改革の基本は国の責任を放棄し、自助、共助の名のもとに、その責任を国民と地方自治体に押しつけるものと訴えられ、以下、具体的に要望を提案されています。

特に陳情第7号の（1）自治体の基本的あり方についての③の徴税を強める愛知県滞納整理機構については、任意の団体であり、県下でも参加していない自治体は去年の段階で8自治体あり、不参加と明確にしている自治体は岡崎市と北名古屋市、豊明市です。徴税は、自治体の業務であることを踏まえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでくださいと訴えられています。

また、安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書の提出についても求められています。その中で特例水準解消と称する2.5%年金の削減をやめること。自動年金削減装置であるマクロ経済スライドを廃止すること。また、陳情第8号の意見書案、生活保護費改正の再提出中止を求める意見書案では、生活保護費切り下げを中止し、改悪法成立による適用の締めつけをやめ、恥じることなく受給できる制度にすることなどを求める内容になっています。

消費税税率引き上げ中止を求める意見書があることから、消費税の増税分を社会保障の財源に充てることに理解ができるから反対との意見がありますが、12月13日、中日新聞の一面に税制改正大綱の記事が載りました。企業優遇、家計に負担と題して、消費税増税など個人向けの増税が目立つ一方で、大企業には飲食のための支出（交際費）の一部を非課税にすることや法人税の減税と抱き合わせで行った復興特別法人税の前倒しの廃止という企業優遇の税制改正大綱との報道です。

しかも社説では、企業が潤えば経済が活性化して家計に波及するというが、低成長時代に企業からの家計への富の分配は進まないと指摘しています。財源の確保は大企業の優遇税制をやめると同時に、無駄な大型公共事業、設楽ダムや徳山ダムの導水路の建設や政党助成金の廃止、軍事費の削減などで財源をつくることができると考えます。

全て賛同できる内容ですので、陳情第7号、第8号、社会保障の施策拡充についての陳情に賛成いたします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情、陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情、陳情第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情、以上3つの陳情について市政クラブを代表して、反対の立場にて討論させていただきます。

まず、第9号ですが、医療、介護の現場で働かれている方々には、24時間対応が求められるような過酷な職場環境であり、その仕事ぶりには大変なことであると思い、日ごろから尊敬をいたしております。

さて、この陳情項目の2項目に医師、看護師、介護職員など大幅にふやすこととありますけれども、看護師さんは退職理由としては結婚、出産、育児など、生活上の理由もたくさんあり、職場環境の改善だけでは不十分であると思われま。また、大幅に増員するだけでなく、現に働いている看護師等の定着の促進や離職防止に重点を置いた対策を求めることも大切であると考えます。看護師などの資格を有していながら、残念ながら一度退職された方の再雇用の仕組みなど、潜在的な看護師の活用を図る必要があると考えております。

以上のことから、大幅増員のみに視点を置いたこの陳情には反対いたします。

次に、第10号についてです。

日本社会は、超高齢化社会に向かいつつあります。認知症患者の方が増加すると予想されていて、特に介護職員の皆様方の頑張りにお願いすることとなると思います。

しかし、この陳情においては、平成25年11月27日開催の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見が示され、介護人材の確保においては平成27年度の介護報酬改定において、引き続き処遇改善に向けた検討を行うことが必要であるとされて、議論中の事項でもあります。ただ、まだ制度の内容が不確定な段階での賛否の姿勢を明確にすることはできないと考えております。

よって、この陳情には反対であります。

次に、第11号についてですが、本陳情趣旨の中で述べられておりますが、平成26年度は2年に一度行われる診療報酬改定の年となっております。また、医療費自体は非課税で、医療機関は仕入れにかかった消費税を患者に請求できないものの、しかしながら14年度改定では転嫁できない増税部分を診療報酬で補填することは既に決まっておりますことから、消費税の上乗せ部分も確保されていることから、心配ないと思っておりますので、本陳情には反対いたします。

以上、陳情第9号、第10号、第11号への反対討論とさせていただきます。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 次に、日本共産党を代表して、陳情第9号、第10号、第11号について賛成討論を行います。

この第9号、第10号、第11号についての提出者は、名古屋市熱田区沢下町9番3号労働会館本館403、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長、西野ルミ子様から提出されたものです。

勤務の実態を少し調べてみました。勤務医労働実態調査では、深刻な医師不足と長時間過密労働の中で、回答者の半数の勤務医が健康に不安、病気がちだと回答し、7割が強いストレスを感じて働いていると回答しております。

日本医労連の6月の夜勤実態調査では、16時間以上の長時間夜勤が全体の29.4%、3割にふえています。夜勤回数は、3交代で4分の1の看護師が2交代では3分の1余りの看護師が基本指針を超える回数の夜勤を行っています。

ある看護師は「業務が忙しくて食事がとれない。どうせ食べられないから弁当は持っていかない」と言います。また、ある看護師は「ナースコールが鳴ってもすぐに行けない。患者さんから、ナースコールをしたのに25分も待たされた。もしものときに本当に来てくれるのかと言われ、落ち込んだ」と話していました。こうした実態から、大幅増員は不可欠ではないでしょうか。

福祉文教委員会での意見で、退職理由として結婚、出産など生活上の理由も多く占めており、看護師の定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策が大切だという意見がありましたが、退職理由の本音は、結婚や育児ではなく、1位は人間関係、いじめ、パワハラも含むで19%、職場環境が2番目で9%、出産や育児と答えた方は1%にしかすぎないというアンケート結果がありま

す。この結果を見れば大幅増員と夜勤の改善により労働環境を整えることが大切だということがわかります。

また、自分たちだけではなく国民の自己負担を減らし、安全、安心の医療介護を実現することも意見書の項目に挙げていることも賛同できる内容ですので、本陳情に賛成します。

次に、陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情ですが、文中に介護職員の賃金は、全労働者の平均賃金と比較しておよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態ですと訴えられています。この点は、介護職員の賃金では、生活できないということの意味しています。ということは、介護の仕事ではなく、ほかの仕事を選ぶことになり、これでは介護職員の離職者が減らないと考え、本陳情の趣旨に賛同できる内容ですので、賛成とします。

次に、第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情について、賛成討論を行います。

消費税増税により医療機関や介護施設は、従来以上にコスト削減を余儀なくされ、医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼし、医療や介護の質を低下させ、医療介護の崩壊を加速させる懸念があると訴えられています。

さきの臨時国会で、安倍政権の暴走ぶりを見ても医療報酬の引き上げをすることは到底思えないと考えます。賛同できる内容ですので、賛成します。

以上、陳情第9号、第10号、第11号の賛成討論を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、5番、柴田耕一議員。

〔5番 柴田耕一 登壇〕

○5番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました陳情第12号

「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情、陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情、以上2つの陳情に対し、市政クラブを代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

陳情第12号について、子ども・子育て支援新制度は、少子化社会への対応や子供を産み育てやすい社会実現のため、全ての子供、子育て家庭を対象に支援していくという理念のもとにつくられた制度であります。現在、支援新制度の本格実施に向け、国の子ども・子育て会議で基本方針、実施基準等の検討が行われております。

本市においても、平成27年4月本格実施に向け、9月に高浜市子ども・子育て会議条例が制定され、支援新制度計画策定に向け、ニーズ把握等の調査業務が進められています。この支援新制度は、全ての子供と子育て家庭を対象に教育、保育、地域の子育て支援を総合的に提供する制度であるとしております。

高浜市総合計画の中での目標である「地域ぐるみで子育てを支えます」実現のために

も、新制度実施への動きに反する意見書は反対させていただきます。

次に、陳情第13号について、本陳情には、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、公立保育所の統廃合、民間移管はやめ、その維持、拡充を図ることとありますが、この内容は高浜市がこれまでに保育ニーズに対応するため、民間のノウハウを活用した保育サービスの拡充実績等を否定するものであります。民間ノウハウの有効性を活用しないということは、今後の保育サービス事業等を進める上で選択を狭めることと考えるので、反対させていただきます。

以上で、陳情第12号、第13号の反対討論とさせていただきます。

〔5番 柴田耕一 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 日本共産党を代表して、陳情第12号、第13号の賛成討論を行います。

陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情についてですが、本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館東館308、愛知県保育団体連絡協議会会長、加藤哲雄様から提出された陳情です。

子ども・子育て支援新制度は、子育てに係るさまざまな制度を再編し、包括的、一元的な制度とすること、公的保育制度をなくし、保護者が保育所と直接契約にすること、幼稚園と保育園を統合する幼保一体化などを内容としています。目的は、保育に対する公的支出を抑えることと、保育・子育て分野を産業化することにあります。

このような内容に対して保育関係者だけでなく、研究者や弁護士団体などからも批判の声が上がり、新システムへの反対運動が広がりました。政府は、この運動を無視することができず、当初の内容を一部変えざるを得ませんでした。

最大の問題点は、児童福祉法第24条に規定された市町村の保育実施義務を撤廃し、国と市町村の保育の責任を放棄することでした。運動の結果、この狙いをはね返し、保育所については市町村の保育実施責任を残すことができました。しかし、子供の保育に格差を持ち込み、保育を市場に委ねるといった制度の本質は変わっておりません。

意見書の文中の中で、全ての子供の権利を保障する制度とする観点から、十分な検討と準備を行い性急な導入実施はしないことと訴えられています。当然のことと思い、よって、本陳情に賛成します。

次に、第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情について、賛成討論を行います。

高浜市においては、9月議会にて高浜市子ども・子育て会議条例が制定され、第1回の会議が開催されました。自己紹介が終わり、子ども・子育て新制度についての説明はありませんでしたが、いきなりアンケートの討議をして、あさってまでに意見があれば出すようにとの進め方で、

急いでいるように思いました。アンケートは県の要請があり、提出期限があるのでと説明されましたが、委員さんたちは戸惑っておられるようにも見えました。

このような会議の進め方では、子ども・子育て支援制度の中身を知らずに、委員さんたちは議論することになりかねません。

陳情では、陳情項目の支援事業計画の策定に当たっては、待機児童を把握し、認可保育園の整備計画を明記し、保育施設は認可保育所中心に進めること。公立保育所の統廃合、民間移管はやめ、その維持、拡充を図ること、公立保育所を幼保連携型認定こども園へ意図的に移行しないことの内容を盛り込むようにしてくださいと訴えられています。十分賛同できる内容ですので、賛成します。

以上、討論を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 次に、11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 日本共産党を代表して、陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情の反対討論を行います。

文中の3、積極的な企業誘致の推進についてですが、工業用地の創出を要望されています。市政としてやるべきものではないと考えます。また、企業誘致そのものは、体力がある大企業が誘致を検討することが多く、行政が推進する必要はないと考えます。

また、7、市当局の公共工事発注、物品購入における商工会員活用のお願いについての中で、とりわけ高浜市商工会員を優先した受注確保、拡大等に特段の配慮をお願いしますという部分は、公平に欠けると感じますので、本陳情に反対します。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、討論は終結いたしました。

ここで福祉文教委員長の鈴木議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
10番、鈴木勝彦議員。

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 先ほどの福祉文教委員会委員長報告の中で陳情第11号の件名の中で、医師・看護婦と申しあげましたけれども、正しくは看護師でありますので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（内藤皓嗣） これより採決をいたします。

議案第55号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第56号 高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第57号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 高浜市スポーツ施設等指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成25年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

陳情第11号、陳情第14号、陳情第15号の審査の過程におきまして趣旨採択という意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、陳情第11号、陳情第14号、陳情第15号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いたします。

請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第11号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立全員であります。よって、陳情第14号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情について、総務建設委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立なしであります。

次に、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立多数であります。

次に、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内藤皓嗣） 起立少数であります。よって、陳情第15号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（内藤皓嗣） 日程第2 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告をいたしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革特別委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔議会改革特別委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会改革特別委員長（磯貝正隆） 議長のお許しを得ましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

去る平成25年5月16日に開催された第1回高浜市議会臨時会で、新たに選任された委員及び市議会補欠選挙による新議員を迎えた8名の委員構成で、今までに6回の委員会を開催してまいりました。その中で検討してきた内容と結果を報告いたします。

平成25年5月11日開催の議会報告会を受けて、その反省と課題についていろいろな意見が出ましたけれども、集約をいたしますと、①参加者をふやす方策、②議員の資質向上と自己研さん、③質問に対し全議員で対応するといった3つの問題点が出され、今後の議会報告会が少しでもよくなるように引き続き検討を重ねていくということになりました。

平成25年6月6日の議会改革特別委員会において、議長より、議会報告会は議会改革特別委員会において議論、開催をしてきたが、今後は本来の議会改革ということに取り組んでもらい、報告会については、他の機関で運営、開催をしてもらったらどうかという提案がありました。

そこで、議論を重ねた結果、広報的な意味合いから、議会だより編集委員会が試行的に開催を担当することになりました。そして、改めて議長の提案される本来の議会改革の検討テーマを各委員より出してもらい、8つのテーマを選定し、議論、検討してまいりました。

まず、1点目として、決算資料を予算審議資料に基づき当局より提出してもらおうということ、これは既に9月の決算特別委員会にてその資料提出を受けております。この資料は主要、新規事業について予算時に提出されました事業内容が結果的にうまくいったかどうか、なぜできなかったか、それがどう次に反映されてくるのかをチェックできるように提出を願ったものであります。使ってみてふぐあいがあれば、随時検討、改良を図っていき、決算認定判定のためのよりよい資料にしていくものであります。

2点目として、本会議討論や自由討議の内容を議会だより「ぴいぷる」へ掲載するについてであります。このことについては実施する方向で検討しているところでありますが、本会議討論が本日のように議会最終日に当たることから、議会だより発行のタイムリーさとの調整が難しいところであり、この12月定例会号は従前どおりで発行することになりました。

3点目は、オンデマンド設備と動画配信の開始について、4点目は、一般質問における議員発言席の設置についてであります。これは議会の生中継放送と録画放送を考えているもので、市民

の皆さんがいつでも時間があるときに見られるような環境づくりを考えています。また議員発言席については、議会傍聴者や配信に向けて議員の発言している様子がわかるような形で考えております。どちらも予算づけを必要とするものでありますので、当局におかれましてはよろしくお願いをいたします。

5点目は、議員定数についてであります。これは前回の議会報告会のアンケートにも意見がございました。

続いて6点目、議長任期の適正化についてであります。これは議長任期を2年にしたらどうかということでございます。

7点目、議選監査委員の任期を2年にすることについて。そして8点目は、各種行政委員の議員配属についてであります。

以上が選定をされ、議論、検討しているテーマであります。

また、平成25年11月16日開催の議会報告会の反省から、意見交換会のやり方とテーマについてを新たに議題に追加して、あわせて議論検討を重ねてまいります。

以上が現在まで議論決定された事項であります。

なお、経過の概要は、議会事務局に委員会記録がございますので、御一覽をいただければというふうに思います。

以上で議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長（内藤皓嗣） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成25年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月2日から本日19日までの18日間にわたり開催されました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました議案17件につきまして、慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御可決を賜りましてありがとうございます。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考にさせていただきます。

さて、年の瀬を迎え、防空識別圏をめぐる領土問題が再燃をする中で、今月4日に我が国の誇る「和食」が無形世界文化遺産登録を受け、OECDによる学力検査において子供の学力向上が

認められるなど、一步一步の着実な歩みを見せた年と言えるのではないのでしょうか。

アメリカの話ではありますが、ことし7月にデトロイトが負債総額日本円にして約1兆8,000億円と、アメリカの地方自治体としては過去最大規模の財政破綻をいたしました。原因は、社会保障費の増や政策転換の遅延による財政収支の慢性的な悪化という見方があり、市としても肝に銘じなければならぬことであると存じます。

日本においては、来年4月以降、消費税率が増加をされることから、市におきましても地方消費税の増は期待されますが、一方で地方交付税の減少と社会保障改革などによる支出増も避けられず、景気の下振れも想定され、財政収支の安定と効率的運営のための不断の努力が必要なおことは変わらないところであると認識しております。

政府では、5.5兆円規模の経済対策の大枠を現在固めておりますが、来年度に先んじて経済産業省が拡充を予定する「ものづくり補助金」などの中小企業対策で、市の活性化や市内企業の発展のための有用なものがあればと期待を込めておるところでございます。

今後とも地域の企業を元気にし、地域資源を有効に活用することに加えまして、地域のきずなを大切にされた安全・安心な住みやすい持続可能な自治体であり続けるための地域の皆様の真摯な御検討と活発な御活動による住民自治の推進に努めてまいり所存であります。

来年は、第6次総合計画の中期基本計画の初年度となる予算編成を行う年であります。

一般質問の中で頂戴をいたしました御提言等につきましては、十分に留意をし、総合計画の着実な推進を図るよう、新年度の施策に反映をさせてまいりたいと思っております。

この中期基本計画は、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」への道のりへの踏み出すさらなる一歩となることを願っております。

終わりになりますが、本年も残すところ、あとわずかになりました。間近に迎えます新年が高浜市にとりましても、また皆様にとりましても、輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） これをもって、平成25年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る12月2日開会以来、本日までの18日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては、大変御多忙中にもかかわらず、終始御熱心に審議いただきまして、まことにありがとうございました。

本日、ここに全案件を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりますが、皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますよう心からお祈り申し上げます。閉会の言葉といたします。

午後0時15分閉会
